やまぐち水素関連産業連携ネットワーク規約

（名称）
第１条　本会は「やまぐち水素関連産業連携ネットワーク」と称する。

（目的）
第２条　本会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。
（１）「つくる・はこぶ・つかう」を繋ぐ一気通貫の水素サプライチェーン構築の推進
（２）水素関連機器の開発・事業化の促進
（３）水素関連産業への新規参入の促進

（活動内容）
第３条　本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。
（１）セミナーの案内や公募情報等、水素関連情報の発信
（２）会員相互の交流や情報交換の促進
（３）その他、本会の目的の達成に必要な活動

（会員）
第４条　ネットワークは、本会の目的に賛同する企業又は団体等を会員とする。

（入会）
第５条　本会の会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出するものとする。
２　次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。
（１）暴力団その他の反社会的勢力である団体
（２）暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
（３）その他、会員とすることが適当でないと事務局が認めた者

（会費）
第６条　会費は徴収しない。

（退会）
第７条　会員は、別に定める退会届を事務局に提出することにより、退会することができる。
２　事務局は、会員が、次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなすことができるものとする。
（１）法人が解散又は合併により消滅したとき
（２）公序良俗に反する行為を行ったとき

（３）その他、会員とすることが適当でないと事務局が認めたとき

（事務局）
第８条　本会の事務局は、山口県産業労働部産業脱炭素化推進室に置く。

（個人情報の取扱い）
第９条　事務局及び会員は、本会において、相手方の保有する個人情報の提供等を受ける場合、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及びこれに関連する法律及びガイドラインを遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）
第 10 条　本会により知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。また、本会を退会した場合にもおいても、同様とする。

（その他）
第 11 条　本規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則
本規約は、令和８年（2026 年）11 月 16 日から施行する。